

1996年3月13日第3種郵便物認可 1996年11月11日発行(第2・4月曜日発行)

News Source of Educational Audiology

会員の誌代は会費に含まれています

聴能情報誌

みみだより

第311号

第3巻

通巻396号

編集・発行人：みみだより会、立入 哉 〒300-11 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2150-1-I-203 電話：0298-41-7069 FAX：0298-41-5682

磁気ループから赤外線補聴システムへ

今年の日本聴覚医学会、全日本聾教育研究会で、それぞれ磁気ループシステムや赤外線補聴システムに関する演題が複数出され、そのどれもが、「磁気ループから赤外線システム」への移行を示唆するものであった。

もはや、磁気ループから

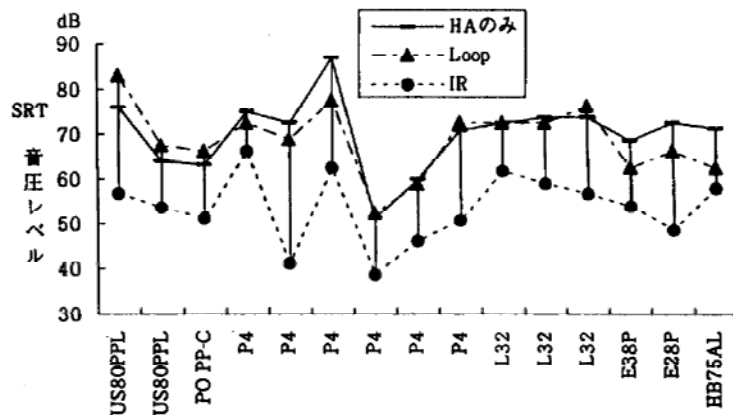
→ 新しい補聴システムへの移行が現実の課題に

電波法の改正に伴って、多くの集団補聴システムを変える動きがある。問題が解決できない旧来型システムを捨て、新しい発想のより理想的なシステムを組みあげていく努力が必要だと思えます。そこで、関連演題を特集で紹介します。

I. 日本聴覚医学会

★「CASAを利用した赤外線補聴システムの評価」加藤大典他(日本聾話学校)

加藤先生らの発表は、様々な補聴器器種について、補聴器マイクのみ、赤外線補聴システム、磁気ループの3条件でSRTを求めた結果を報告している。この結果、赤外線補聴システムの有効性を明らかにしている。SRT＝語音聴取閾値。SRT値が低い方が、より小さな音圧でも最高明瞭度を出せるというシステムの有効性を示している。



図：CASAによる補聴器のみ・ループ・赤外線のSRT(機種別)¹⁾

現実的には、「みみだより310号」で報告したとおり、200mA/mでは出力不足である。しかし、出力をあげると磁気漏れが起きる。

学会での質疑応答の中で、三上先生（栃木聾学校）が「ループが好きな立場でありながら・・・」との前置きで、「演者が挙げたループの問題は解決できず、赤外線などの補聴システムを検討することは適切な判断」との追加発言をし、会場はそれを認めていた（発言内容は「みみだより」編者の記録による）。

補聴器器種によって誘導コイル感度が異なる → ループはループ内補聴器装用者に一定のレベルでしか提供できない → ループからの音圧がバラバラになる

ループ出力を大きく設定し、音圧は各自の補聴器で調整 → ループ出力を大きくすると、隣・上下への磁気漏れが大きくなる → 行き詰まり

赤外線システム → 受信レベルを各自設定可能 → 音圧・音質・周波数特性も良い → これからは赤外線システム

磁気ループ方式の最大の欠点は、各人のループを介した増幅度がマチマチになってしまうことにある。このことは補聴器器種ごとに誘導コイル感度が違うことに起因している。そこで、補聴器装用者個々でレベルがあわせることができる個人別の受信機が必要になる。また、ループを介することで周波数特性が一致せず、音質も落ちるため、補聴器のマイク入力のみ聞き取りに比べ、ループを介した聞き取りの方が落ちることもあり得る。このようなことは以前より知られており、欧米の学校で磁気ループが使われていない理由にもなっている。欧米のものが必ずしも良いとは限らないが、より合理的・より個人にあわせられるシステムは、磁気ループではなく、赤外線補聴システムであると考えられる。

1) 加藤大典他、CASAを利用した赤外線補聴システムの評価、Audiology Japan 39(5)391-392,1996

II. 全日本聾教育研究大会

★「高等部における補聴に関する意識調査について」大竹一成（筑波大学附属聾学校）

この研究で、集団補聴器使用時に、補聴器のスイッチを切り替えるかどうかを聞いている。この回答は、「YES」19%、「NO」78%、「わからない」3%であった。この答えで「NO」とした生徒に理由を聞いたところ、以下の回答を得ている。

第1位：先生の声がきれいに聞こえると思わないから

第2位：授業を担当している先生以外の声が聞こえてくるから

第3位：通常の使用方法（補聴器のマイクロホンのみ）の方が先生の声も聞きやすいから

これの原因をさらに探るならば、下記のようになると思われる。

第1位：磁気ループを使うことで音質が落ちる、周波数特性が変わる

第2位：磁気ループから磁気漏れが起きている

第3位：磁気ループを使うことで音質が落ちる、周波数特性が変わる、音圧が落ちる

つまり、使わせようとする教師側よりも、ユーザーである生徒の方が、磁気ループシステムの問題点を把握しているという実情が明らかになっている。

音質低下
 周波数特性変化 → 効果がない → 使う価値がない
 音圧低下 → かえって悪くなる
 磁気漏れ

集団補聴システムについては、助言者の意向で研究協議の対象にならなかったが、私自身は以下のように考えている。

効果があるシステム → 教師も児童・生徒も使いたいと思う
 効果がないシステム → 教師も児童・生徒も、システムの使用率が落ちる
 = 教師や児童・生徒による使用率が落ちているシステム → 効果がないシステム

★「赤外線を利用した集団補聴システム」大原良紀（山形県立山形聾学校）

そうした磁気ループの問題点を適切に把握し、磁気ループの問題点を解決しうる赤外線システムを、民生品のみで作り上げた研究は大きな成果と言えよう。

この研究ではソニーの赤外線レシーバを用い、受けた信号をタイループで補聴器に伝える方法を使っている。そのために、音質の良さ・周波数特性などでは従来の磁気ループシステムと大きな違いはないだろうが、個々の補聴器の感度にあわせた磁気出力が可能になる。研究では、1) 生徒の感想、2) 単語の聞き取り検査の2観点で評価を試みているが、このどちらも、好成绩だったと報告している。

日本聾話学校のシステムが理想的ではあるが、専用の非売品レシーバを使うために、利用したくても利用できない。そこで、ソニー社の民生品を使わざるを得ない訳だ。しかし、民生品で構築したシステムでも、効果を上げることができる集団補聴システムが組み上げられることを実証した点で、高く評価できる研究である。



図：使用時の学習状態

今回、日本聴覚医学会、全日本聾教育研究大会で、磁気ループから赤外線システムの移行を強く予感する発表がなされた。集団補聴システムの買い替えが毎年のようにできるだけに聾学校予算は潤沢ではない。それだけに、10年後を見越したシステムの導入が検討されるべきだと思う。さらに、日本聾話学校の補聴システムは他に比肩するものがないというぐらいにも世界に誇れる補聴システムである。専用レシーバを開発したSONY社に市販化と英断を促していきたい。

補聴システム用に新しい周波数帯割り当ての諮問を受けて

「みみだより」での電波法改正に関する情報

注) 「Product News」は以前「みみだより」の姉妹紙として発行していた情報誌

- みみだより 117号 1990. 11. 28発行 電波法改正で受信機が変わる
Product News 45号 1991. 03 発行 電波法改正の中身を紹介
Product News 46号 1991. 04. 18発行 新電波法対応の受信機・FMマイクを紹介
みみだより 132号 1991. 04. 30発行 「1996年5月から40MHz帯製品の使用禁止」を紹介
「聾学校内のワイヤレス装置は300MHz・800MHz帯に移行が望まれる」
みみだより 159号 1992. 03. 23発行 40MHz帯使用禁止に伴い、集団補聴器も300MHzに移行
Product News 60号 1993. 04. 10発行 新電波法対応の集団補聴器システム案を紹介
Product News 66号 1993. 06. 14発行 特集「電波法、その内容と対策」
みみだより 185号 1993. 08. 11発行 電波法に補聴援助システムの規定を載せるべき
Product News 69号 1993. 07. 30発行 特集「新電波法対応機器の使い方」

「みみだより」では、電波法改正が聴覚障害児教育に与える影響の大きさから、以上のように、以前より新電波法対応機器への移行か、電波法改正の必要を訴えてきました。しかし、1991年の紹介以後も、多くの学校で旧電波法対応の機器を新規購入するなど、現場の混乱は大きいものでした。メーカー側にも電波法改正の要点と影響を十分に説明してこなかった責任があるかと思いますが、それにしても、1991年以降の改築校などで旧電波法の機器が多く導入されてしまったことは、情報を提供する側にとっても、本当に残念なことでした。

さて、今回、郵政省は補聴援助システム用に新しく周波数帯を確保していただける方向に動いていますが、今回の改正ですべてが解決した訳ではありません。

今回の改正には妥協あり？

私は以前より、「ATIS」の搭載を義務付けるべきでないと訴えてきました。しかし、「とにかく新しい周波数帯を確保することが先決」との多数意見で今回の陳情がまとまりました。では、この「ATIS」とは何でしょうか？。

「ATIS」＝呼出符号自動送出装置

この装置は、FMマイクの電源を入れたときに、そのマイクの製品コードを電波に乗せて発信する回路です。このような回路を組み込むことは、日本以外の国では定められておらず、「日本独自の規制」となります。従って、欧米のFMマイクを日本で販売する際には、このATISを組み込む、世界でも唯一、改悪をする必要が生まれます。ATISは、違法電波の取り締まりの際に発信源を突き止めやすくすることができると言われていました。今回、このATIS搭載について、最後まで攻防が続けられました。

ATIS搭載はなぜ「改悪」なのか？

FMマイクの電源を入れたとき、ATISは「ブ」という短い音として聞くことができません。そこで、日本のATIS対応FM受信機は、この「ブ」が聞こえることがないように、FMマイクからの信号が着た時、一時的に音を消す「ミュートイング」を行います。この「ミュートイング」回路が内蔵されていない欧米のFM受信機・FM補聴器では、ATISの「ブ」が音として聞こえてしまいます。「ミュートイング」回路内蔵のFM受信機では、FMマイクのスイッチを入れた直後、約1秒間ぐらいはFMマイクへの声もミュートされてしまい、音切れが起こってしまいます。ATISはFMのユーザーにとって、何のメリットもありません。

ATIS搭載を義務付けたことによる問題点

- 海外製ATISなしFMマイク・・・ATIS回路内蔵の改造が必要→輸入障壁
- 日本製ATIS内蔵FM受信機・・・スイッチオン時に音切れする
- 海外製ATISなしFM受信機・・・スイッチオン時にノイズ混入

特に、海外製FMマイクにもATIS内蔵が必要なことは、欧米の安価なFMマイクが、そのままでは日本で使用できないと言う「輸入障壁」となります。ATIS内蔵の改造を加えることによるFMマイクの「販売価格の上昇」、さらに、改造にはそれなりのまとまった台数が必要なことから「少量輸入が不可能」であり、特定の聴覚障害児者が使うような「特殊なFMシステムは事実上、日本での使用が困難」となってしまいます。また、「海外から旅行で日本に来るFM補聴器ユーザーは、日本で自分のFM補聴器を使うことができない」などという問題も生じます。ATIS搭載は、FMのユーザーである聴覚障害児者にとっては、メリットがなく、マイナスばかりなのです。

つまり、ATIS内蔵義務が付いたことで、日本のFM市場は、国際的に孤立し、閉鎖されたと言えます。私自身は、周波数帯域を広げることよりも、ATIS搭載の義務撤廃こそが、今後の目標となるべきだと考えています。世界のFM市場から、①多くの様々なFM機器から器種選択ができる、②生産台数が多く安価なFM機器が利用できる、③居住国にかかわらず補聴器が使えることこそ、FMユーザーの恩恵になると考えています。

前号掲載の「朝日新聞」の記事中、「今後は不足の電波の割り当てを増やしてもらう」ことが目標のように書かれていますが、B帯(30ch)・C帯(13ch)・D帯(4ch)・専用周波数帯(16ch)という4つの周波数帯、63チャンネルがあれば、私自身は十分だと考えています。これ以上必要になるほど生徒数が多い聾学校はもうなくなっていくのですから・・・。

来年度、全日聾研は・・・97年10月15～17日

主管校：京都府立聾学校

協力校：滋賀県立聾話学校・奈良県立ろう学校・和歌山県立和歌山ろう学校

・・・・・・・・ 98年度全日聾研開催地＝福岡、99年度全日聾研開催地＝松山

なお、第10回フィッシング・フォーラムは、10月18日に開催します。

全国聴覚障害教職員連絡協議会は、1994年11月の調査に基づき、1995年10月に「緊急アピール」を発表した。今号では、その全文を転載します。

緊急アピール

1. 聴覚障害教職員の採用に向けて

本協議会研究調査部の1994年（平成6年）11月の調査によると、全国107校のろう学校に勤務する聴覚障害をもつ教職員の総数は187名で、これが全教職員に占める割合は約2.5%、またこれを各地区別に見ると、近畿地区が5.13%と最も高く、最低は四国地区の1.19%と、地域によりばらつきが見られました。

また、ろう学校によっては一人も聴覚障害をもつ教職員のいない学校もあり、驚くべきことに、それは全国のろう学校数の実に4割近くにのぼっています。また、同時に、全く聴覚障害教職員がいない県が5県にものぼることが明らかになりました。さらに、聴覚障害教職員の年齢分布をみると、40歳代と50歳代が全体の70%を越えており、20歳代と30歳代は30%を切っていました。明らかに新規採用の減少傾向が見えています。

これは憂うべき現状である、と言わなければなりません。ベビーブームの衰退、聴覚障害児・保護者の「ろう学校離れ」などに起因するろう学校在籍児童生徒数の減少傾向をはじめ、当今の教員採用をめぐる厳しい状況があるとは言え、聴覚障害児教育における聴覚障害教職員の役割と存在意義を考えると、ろう学校および聴覚障害児教育関係機関は、彼らの採用に向けて真剣に取り組むことが、21世紀に向けて聴覚障害児教育への課題となります。

聴覚障害をもつ子どもたちにとって、聴覚障害教職員は、人生航路の水先案内人であり、障害の認識形成や手話導入の教育における実践者であり、それゆえに、彼らは、今後も聴覚障害児教育にとって欠くべからざる存在です。

教育関係機関は、今後、聴覚障害者が教員に採用されるにあたってのさまざまな障壁を取り除かれるよう強く訴えます。

よって、私たちは、

- (1) すべてのろう学校において、聴覚障害者が教員として採用されること。
- (2) 教育関係機関は、(1)の目的を達成するための、さまざまな方策を講じる努力を行うこと。

以上2点を強く訴えるものです。

2. 聴覚障害教職員への情報保障に向けて

私たちは、1995年（平成7年）5月に、聴覚障害教職員の在籍する全国のろう学校において、彼らへの情報保障に関する実態調査を実施しました。そこで、驚くべき数字と出会いました。

まず、全校的な職員会議等の会議で、制度的な情報保障がなされているのは全体の64%に過ぎませんでした。制度的な情報保障とは、公務分掌としての手話通訳係に手話通訳、教職員の輪番による手話通訳、手話通訳者派遣による手話通訳等を意味します。

しかし、残る4割近いろう学校では、聴覚障害教職員が個人的に依頼するか、あるいは全く情報保障がないまま放置されているに等しい状態です。

さらに、部会・委員会等の小会議では、会議のつど聴覚障害教職員が個人的に通訳を頼む例が多く見られており、総じて、聴覚障害教職員がその職務をまっとうするための環境の整備は、まだまだ不十分です。

ろう学校に勤務する聴覚障害教職員に対する情報保障のありようは、その学校で学ぶ子どもたちに対する教育の内容と表裏一体の関係をなすものであり、聴覚障害教職員がその職務や教育の内容を十分知らされていないような環境の中でなされる障害児教育は、貧しいものとならざるを得ません。

また、社会に向かって聴覚障害児・者に対する情報保障のモデルを指し示すことによって、初めて、ろう学校は、障害児教育機関におけるノーマライゼーションの意義を体現し、同時にその社会的使命を果たしたと言えるのです。

よって、私たちは、聴覚障害教職員が勤務するすべてのろう学校における制度的な情報保障を完全なものにするため、ろう学校および教育関係機関における、具体的な検討と協議が持たれること、そして一日も早く制度的な保障が実現されることを強く訴えるものです。

3. ろう学校の児童・生徒への情報保障のために

1995年（平成7年）5月、全国のろう学校に勤務する聴覚障害教職員を通じて、ろう学校の児童・生徒に対する情報保障の実態調査を行ったところ、入学式や卒業式といった全校的行事の集会、また学部全体の集会、外部からの講師を招いて行うような集会で、子どもたちに対して情報保障はかられていたろう学校は全体の83%であり、漸増傾向はあると思われるが、まだ低い水準になることは否めません。

申し上げるまでもなく、子どもたちの「聞く権利」「話す権利」は限りなく尊ばれ、守られなければならない、そのことはまた、彼らの教育県のありようにも関わってくるものとも言えましょう。

また、情報保障の方法もさまざまで、手話・文字表示の他に指文字、キュード・スピーチ等が使用され、これらを組み合わせて使用する学校も見られています。

ただ、手段の多様さは、逆に考えれば種々の選択が可能であることを意味するものであり、聴覚障害をもつ子どもたちにとっての情報保障のあり方の原則の確立を模索している現状にあると思われます。

このような現状を踏まえて、ろう学校において児童・生徒に対する完全な情報保障がなされることはもちろん、その方法についても、子どもの年齢や発達段階を考え、どの子どもにもわかりやすい情報保障とはどのようなものかに関する、今後より突っ込んだ研究がなされる必要があると、訴えるものです。

平成7年10月 全国聴覚障害教職員連絡協議会

資格制度

ご存じですか？「養護訓練」免許状

聾教育に関する教員免許状と言えば、「聾学校教員免許状」ですが、これとは別に、「養護訓練教諭一種免許状（聴覚障害教育）」という免許状が存在します。これは、4年制学部大学や大学院等の養成課程とは別に、その資格を認定した者に発給される教員免許状です。「聾学校教員免許状」のように、基礎免（小学校教員免許状）を必要としない、個別の免許状として、特に、4年制学部大学卒以外や大学の養成課程以外の専門教員が取得することができる資格制度です。

聴覚言語関係では、「養護訓練教諭一種免許状（聴覚障害教育）」と、「養護訓練教諭一種免許状（言語障害教育）」とが隔年で実施されており、今年度は「養護訓練教諭一種免許状（言語障害教育）」の認定試験が実施されました。来年は「養護訓練教諭一種免許状（聴覚障害教育）」が実施されます。

現在、聾学校での勤務を希望している教員免許を持たない者（高卒以上）、現に教員であるが聴覚障害教育の専門性を認定してもらいたいと考えている教員は、この制度が利用できます。来年度受験に向けて、今年度の実施要領の一部をお知らせします。なお、来年度受験を希望する者は6月頃に、文部省に問い合わせして下さい。

平成8年度特殊教育教員資格認定試験の案内

文部省教育助成局教職員課

電話03（3581）4211 内線2457

〒100 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号

特殊教育教員資格認定試験制度の趣旨

教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられる道が開かれております。

今年度の特殊教育教員資格認定試験は、養護訓練（肢体不自由教育）と養護訓練（言語障害教育）の二種目について実施します。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請して、合格した種目に応じて養護学校養護訓練教諭の一種免許状（肢体不自由教育）又は養護学校養護訓練教諭の一種免許状（言語障害教育）の授与を受けることができます。

なお、これらの免許状を有する者は、特殊教育諸学校及び特殊学級においてそれぞれ肢体不自由児又は言語障害児の養護訓練を担当することができます。

◇認定試験の実施科目と取得できる教員免許状の種類等

〔実施種目〕

〔取得できる教員免許状の種類等〕

養護訓練（肢体不自由教育） 養護学校養護訓練教諭一種免許状（肢体不自由教育）

養護訓練（言語障害教育） 養護学校養護訓練教諭一種免許状（言語障害教育）

◇認定試験の実施方法

1. 認定試験の実施大学

筑波大学

2. 認定試験の受験資格

次のア～ウの項目のいずれかに該当する者で、大学、短期大学又は看護学校保育専門学校理療科教員養成施設等の教育機関において教育若しくは心身障害者の指導に関する1年以上の課程を修了した者又は学校医療保健施設、児童福祉施設等において2年以上心身障害者の指導に当たった経験を有するもの

ア. 大学（短期大学を除く）を卒業した者

イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条の規定により大学に入学することができる者で、平成8年4月1日における年齢が満22歳以上のもの

ウ. 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）附則第4項の表の上欄各号に掲げる者

3. 第1次試験：一般教養科目・教職に関する科目・養護訓練に関する科目（Ⅰ）

マークシート方式（各90分）、申請により免除される科目もある

第2次試験：養護訓練に関する科目（Ⅱ）・養護訓練に関する科目（Ⅲ）・口述試験

（Ⅱ）は筆記論述試験（140分）、（Ⅲ）は実技試験

4. 出願手続

(1) 受験願書等の提出書類の請求先＝筑波大学学校教育事務部業務課

郵便で請求する場合は封筒の表に「特殊教育認定試験願書請求と朱書し、返信用封筒（角型2号封筒に190円分の切手をはり、あて先を明記したもの）を必ず同封してください。

(3) 受験願書等の受付期間及び提出先

ア. 受験願書等は、6月24日（月）から7月8日（月）までの間に筑波大学学校教育事務部業務課へ提出してください。

イ. 受験願書等を郵送する場合は、書留郵便（封筒の表に「特殊教育教員資格認定試験受験願書在中」と朱書）で提出してください。この場合、7月8日の消印のあるものまで受け付けます。

この認定試験は資格試験であり、教員の採用試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあつては都道府県教育委員会教職員人事主管課に、私立学校の場合にあつてはその学校にそれぞれ照会してください。

筑波大学学校教育事務部業務課

〒112 東京都文京区大塚3丁目29番1号

電話03（3942）6816

機器展示会

日本聴覚医学会機器展示会報告 その2

10月3～4日にわたり、京都全日空ホテルを会場にして、日本聴覚医学会が開催された。例年の通り、補聴器メーカー・輸入総代理店等による機器展示会が開催され、多くの新製品が発表となった。今回は、前回、取り残したアナログ補聴器を2器種を紹介する。

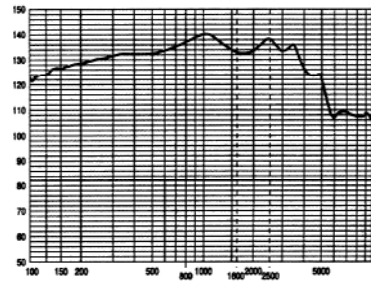
I. 隠れていた 高出力 低音重視 耳かけ形補聴器 ウルティマAGC-PL

聴覚医学会から帰宅後、機器展示会で頂戴した資料を整理していて、見つけた器種。展示会当日はまったく目に止まらなかったのに、カタログを見ると、低音域から実に高出力、さらにLow/HiCutトリマ・MTポジション付き、リーズナブルな価格設定！。

最大音響利得 80dB
最大出力音圧 147dB SPL
価格 118,000円
発売元：N J H (株)
問い合わせ先：N J H (株)
〒112 文京区後楽2-21-6
TEL:03-3818-4133, FAX:3303



最大音響利得特性



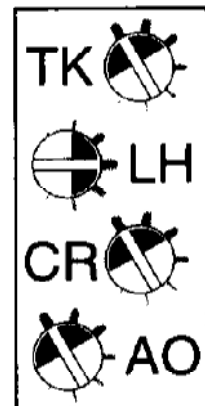
II. シークエル Strakey Sequel 耳かけ形補聴器

シークエルアンプは、今までのアンプと比べて、「低音域の音がいいなあ、高音の切れがいいなあ」と思えるアンプ。このシークエルアンプを搭載した耳かけ形補聴器が新発売された。特に、この補聴器は、音質調整の他に、AO（出力段AGC）、CR（コンプレッション比）、TK（ニーポイント）の計4つのトリマを持っている。出力段AGCと入力段AGCとを組み合わせたシークエルの設定を実に自由に調整できるトリマ構成になっている。しかし、実際のフィッティングにあたっては、いわゆる純音スイープによる周波数特性試験ではすべての動作特性を確認することができないため、メーカーのフィッティングガイドを参考に調整せざるを得ない部分も多い。

騒音や音質に敏感な軽度から重度の難聴者に適切か？。特に、圧縮比の調整が1:1から5:1まで可能なことから、従来のK-AMPなどのノンリニア補聴器で適応できないラウドネスグロスを持つ難聴者には好適合できる可能性がある。

最大音響利得 61dB、最大出力音圧 125dB SPL
PR48 (13) 電池使用、定価：138,000円
なお、PR44 (675) 使用のシークエルアンプ補聴器も開発中
詳しくは、下記のスターキージャパン社に照会を。
スターキージャパン：〒224 横浜市都筑区仲町台 5-2-20

TEL：045-942-7226、FAX：045-942-7158



私は高校の国語教師 耳は聞こえませんが 言葉とは? 生徒も考えた



発声と手話を交えて授業を進める藤田千恵さん＝大阪府枚方市大垣内町の府立枚方高校で

大阪・枚方高
藤田千恵さん

同僚も手話覚え会議や授業通訳 板書増やし授業ノート集め点検

事務庁が五月、障害のある教員をもっと採用するよびに勧告したのを受けて、障害のある先生たちの活動が注目されている。学校現場でどんな不便があるのか。生徒や同僚たちは、そこから何を学べるのか。耳が聞こえない障害を乗り越え、言葉を扱う国語教師として十八年間、教壇に立ち続けている、大阪府立枚方高校の藤田千恵さんを訪ねた。

「国際教養科三年の国際理解の授業は、多目的教室の円卓で始まった。出席者は二十人。円卓は全員の顔が見えるように」という藤田さんの要求で購入された。藤田さんのこの日の授業は、「小学校から英語を学ばせよう」という肯定側と否定側に役割を分けて討論を進めた。

「生徒たちの言葉でのやりとりは、「通訳」の先生が手話で伝えていく。生徒たちがわからないところは、藤田さんではなく通訳の先生に、「次はどうすればいいか」と質問してしまってもいい。あるときは、通訳の先生が藤田さんに向けて生徒に再度質問させ、それを手話で伝える。

若いころは聴力の残っていた藤田さんが、全く聞こえなくなったのは中学二年のころ。目で相手の口を覗き口話法を習ったものの、授業はほとんどわからなかった。一人で勉強できるものをと、大学で哲学科を選んだ。この「同じい」と口話か筆談で簡単な話をするだけの毎日だった。

二十五歳で手話と出会って、生活が大きく変わった。「これまで交われなかった分、多くの人とかわりたかった。そんな気持ちから教師の仕事も、それも「こぼれ」にかかわる国語を選んだ。

とはいえ、授業を見ているだけでも、「聞いた」とこのない藤田さんにとって、授業のやり方を整えるだけでも大変だった。板書やプリントを増やし、授業のたびにノートを集めて点検した。「最初の数年間は、本当に教えられないのか、と悩みました」

職員会議も、最初は大切なことだけ紙に書いてもらってしたが「会議の流れに参加したい」と訴えた。次第に同僚

たちも手話を覚え、職員会議も授業の通訳をしてくるようになった。いま国語と国際理解を教えているが、国語はクラス四十人以上なので、全員とまぐろコミュニケーションできないのが悩みだ。

藤田さんが枚方高校にきて十二年。先生の五人に一人くらいは通訳ができる。国語科の会議では、藤田さんは手話を使って発言する。同僚の竹山三津子先生は「藤田先生がいることで、人間にとって言葉とは何かという国語の本質を生徒が考えるようになった」と話す。

国語を習っている二年生の菅祐樹さんは「ノートを書くのがめんどくさい」と話す。藤田さんも指導する手話クラブも活発で、文化祭では手話劇を上演した。クラブの前部長の三年生田原さんは手話の楽しさを「このころのつもりで拾ったマイヤモンドだった」と感じたと表現する。

藤田さんは今でも年度初めに、授業に臨む気持ちをつづったプリントを配る。「私が聞こえないからこそ、お互いに学べるたくさんあることがあるのだ」という可能性を、国語という「こぼれ」にかかわる教科を通じて探っていくから「思います」

1996年10月6日 朝日新聞より朝日新聞本社の許諾を得て転載

字幕シンポ 第6回 字幕放送シンポジウム in 熊本

知ろう！ 考えよう！ 参加しよう！ 字幕シンポジウム初の地方開催

日時：1996年12月14日（土）～15日（日）
会場：熊本市青年会館（熊本市総合体育館内）

詳しくは、熊本県聴覚障害者情報提供センター 〒862 熊本市長嶺町2255-333
TEL:096-383-5595、FAX:096-385-7821

講習会開催

「聴覚障害教育における言語とコミュニケーション」

主催：財団法人心身障害児教育財団 後援：国立特殊教育総合研究所

近年の聴覚障害教育では聴覚活用と同時にキュードスピーチ、指文字等の手指モードの使用法や手話の導入が大きなテーマとなっています。いずれも聴覚障害児（者）のコミュニケーションと言語指導、さらには社会参加に関わる大切なテーマです。過去三回にわたり私たちは「聴覚障害教育における言語メディアとコミュニケーションに関する講習会」と題して、これらを聴覚障害教育へ適用するに当たっての方針、あるいはコミュニケーションのとらえ方について、基本的な考え方や実践を整理する場を設けてきました。

<期 日>平成8年11月18日（月）～20日（水）

<会 場>国立特殊教育総合研究所（TEL:0468-48-4121、Fax:0468-49-5563）

<対 象>聴覚障害教育担当教員及び聴覚障害に関わる施設の職員等

<参加費>受講料12000円 宿泊費4000円（食事別：一食500～600円程度）

<講 師>米内山明宏（日本ろう者劇団）、森井結美・吉本努（奈良ろう学校）

国立特殊教育総合研究所 菅原廣一・鷲尾純一・小田侯朗・中川辰雄・佐藤正幸

<申込方法>往復葉書を使って次の要領で申し込んでください。

往信（表）：〒239 横須賀市野比5-1-1 （財）心身障害児教育財団宛

〃（裏）：「聴覚障害教育における言語とコミュニケーション」申込と明記し、さらに①氏名、②性別、③勤務先と職名、④勤務先住所、⑤連絡先住所および電話番号、⑥宿泊希望の有無、⑦前泊（17日）希望の有無、⑧情報保障に関する要望（手話通訳はつきます）

返信（表）：返信先の住所、氏名を記入。（裏）：受講の諾否をこちらで記入します。

<申込締切>10月末日。ただし定員（40名）になり次第、締め切らせていただきます。

・・・ ひとこと ・・・

前号の本欄に関連して、私の人工内耳に対するスタンスを明らかにしてほしいと迫られた。

もちろん、前号でも掲げた人工内耳を巡る最新の報告を無視するような反対論は論外として、「賛成」とか「反対」とかを述べる以前に、親子、そして介在者としての教師としての立場にある中立性のようなものに大事なことがあることを忘れてはならない。

私たちがすべきことは、賛成とか反対とかを言うことではなく、ご両親や本人にすべての情報を提供し、あるいは情報の手がかりを提供して、ご両親や本人が考え、そして、本人やご両親の考えを尊重できる環境を作ることである。さらに、もし、補聴器を選択したならば、徹底的に補聴器で攻めること。あるいは、本人やご両親が手術を決定したならば、人工内耳がより上手に使えるようにリハビリテーションプログラムを組める能力を持つことが必要である。こうした環境作りのためにも、もっと医療側からの報告や、人工内耳を使用している成人難聴者の声なども客観的に取り入れられる目があって欲しい。

まだまだ教育界に人工内耳をネガティブにとらえる風潮がある。「今、目の前の我が子に最高のことをしてあげたい」と言う親心に共感し、共鳴せずして、教師の立場はない。感情に流されず、誠意ある客観的情報の提供者でありたい。今、私